

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

告 示

○肥料取締法施行細則による表示を要する普通肥料及びその表示事項の決定の一部改正.....（技術普及課）	1
○道営土地改良事業変更計画の決定.....（農業施設管理課）	1
○知事権限に係る保安林の指定.....（治山課）	1
○知事権限に係る保安林の指定の解除.....（治山課）	2
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....（治山課）	2
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更.....（治山課）	2
○森林法による通知に代える公示.....（治山課）	3
○平成25年度及び平成26年度において競争入札に参加する者に必要な資格等.....（建設管理課）	3
○道路の区域の変更及び供用の開始.....（道路課）	7
○道路の供用の開始.....（道路課）	7
○平成25年度、平成26年度及び平成27年度において競争入札に参加する者に必要な資格等.....（財務指導課）	7
道企業局告示	
○平成25年度及び平成26年度において競争入札に参加する者に必要な資格等.....	11
○平成25年度、平成26年度及び平成27年度において競争入札に参加する者に必要な資格等.....	11
道警察本部告示	
○交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の一部改正.....	12

告 示

北海道告示第1号

昭和59年北海道告示第515号（肥料取締法施行細則による表示を要する普通肥料及びその表示事項の決定）の一部を次のように改正する。

平成26年1月7日

北海道知事 高 橋 はるみ

表の5の項の次に次のように加える。

6 牛由来の原料を原料として生産された肉骨粉又は当該肉骨粉を原料として生産された普通肥料

この肥料には、牛由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないで下さい。

北海道告示第2号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（茂岩地区畑地帯総合整備〔担い手支援型（単独土層改良）〕（土層改良、暗渠排水））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道十勝総合振興局に備え置いて、平成26年1月8日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成26年1月7日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第3号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成26年1月7日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 保 安 林 の 所 在 場 所 野付郡別海町別海208の27、208の55、208の56、209の11、209の12、210の1、210の6、210の23、211の1、211の5、216の9、216の13
- (2) 指 定 の 目 的 風害の防備
- (3) 指 定 施 業 要 件
- ア 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 保 安 林 の 所 在 場 所 野付郡別海町別海205の18、205の26、205の28、206の2、206の11、206の12、206の16、206の20、206の26、

206の32、207の10、207の22、208の4から208の6まで、
208の11、208の12、208の27、208の33、208の55、208の
56、209の11、209の12、210の1、210の6、210の23、
211の1、211の5、216の9、216の13

(2) 指定の目的 魚つき

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道根室振興局産業振興部林務課及び別海町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第4号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成26年1月7日

北海道知事 高橋 はるみ

1 解除に係る保安林の所在場所 枝幸郡枝幸町乙忠部1964の2・1967の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、風烈布1662の5、1705の2、1726の2、1731の2

2 保安林として指定された目的 風害の防備

3 解除の理由 指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷総合振興局産業振興部林務課及び枝幸町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第5号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成26年1月7日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 指定施業要件変更予定保安林 天塩郡豊富町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林 勇払郡厚真町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 干害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件変更予定保安林 勇払郡厚真町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係総合振興局産業振興部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第6号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成26年1月7日

- 1(1) 指定施業要件の変更に係る保 利尻郡利尻町（次の図に示す部分に限る。）
安林の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更に係る保 野付郡別海町（次の図に示す部分に限る。）
安林の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 霧害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
別海町（次の図に示す部分に限る。）
(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。
別海町（次の図に示す部分に限る。）
(ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係総合振興局及び振興局の産業振興部林務課並びに関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第7号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3及び第33条第6項において準用する同条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を利尻町役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成26年北海道告示第6号のとおりである。

平成26年1月7日

所在が不明な者

利尻郡利尻町仙法志字神磯110所在の森林について所有権を有する 笠島 栄三郎
利尻郡利尻町仙法志字神磯111所在の森林について所有権を有する 白川 丞太郎
利尻郡利尻町仙法志字神磯112所在の森林について所有権を有する 北出 惣五郎

北海道告示第8号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、既に平成25年北海道告示第2号に基づき道に申請して平成25年度及び平成26年度における競争入札に参加する者に必要な資格を有する者は、この告示により新たに申請することを要しない。

平成26年1月7日

第1 資格の種類及び調達をする特定役務の種類

平成25年度及び平成26年度において道が締結しようとする契約のうち1の表の左欄に掲げる種類の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（第4の2を除き、以下「資格」という。）は、当該中欄に定めるものとし、当該種類の契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第2条第3号に規定する特定役務の種類は、当該右欄に定めるものとする。ただし、一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、農業土木工事、水産土木工事及び森林土木工事の資格にあっては、当該資格を、2の表の定めるところにより、工事の予定価格に応じ、AからDまで又はAからCまで若しくはA及びBの等級に区分する。

なお、一般土木工事にあっては、A等級をA1又はA2に区分する。

1

契 約 の 種 類	資 格 の 種 類	調達をする特定役務の種類
一般土木工事の請負契約	一般土木工事	一般土木工事
舗装工事の請負契約	舗装工事	舗装工事
鋼橋上部工事の請負契約	鋼橋上部工事	鋼橋上部工事
建築工事の請負契約	建築工事	建築工事
電気工事の請負契約	電気工事	電気工事
管工事の請負契約	管工事	管工事
塗装工事の請負契約	塗装工事	塗装工事

道路標識設置工事の請負契約	道路標識設置工事	道路標識設置工事
機械器具設置工事の請負契約	機械器具設置工事	機械器具設置工事
造園工事の請負契約	造園工事	造園工事
土木施設物の設計の委託契約	土木施設物の設計	土木施設物の設計
建築物の設計の委託契約	建築物の設計	建築物の設計
地質調査の委託契約	地質調査	地質調査
技術資料作成の委託契約	技術資料作成	技術資料作成
測量の委託契約	測量	測量
道路清掃の委託契約	道路清掃	道路清掃
農業土木工事の請負契約	農業土木工事	農業土木工事
水産土木工事の請負契約	水産土木工事	水産土木工事
森林土木工事の請負契約	森林土木工事	森林土木工事
造林の請負契約	造林	

2 (工事予定価格に応ずる等級区分)

種類 等級	一般土木工事		舗装工事	鋼橋上部工事	建築工事	電気工事	管工事	農業土木工事	水産土木工事	森林土木工事
	区分									
A	A1	10,000万円 以上	6,000万円 以上	5,000万円 以上	10,000万円 以上	2,000万円 以上	2,500万円 以上	7,000万円 以上	6,000万円 以上	5,500万円 以上
	A2	25,000万円 未満 7,000万円 以上								
B		7,000万円 未満 3,500万円 以上	6,000万円 未満	5,000万円 未満	10,000万円 未満 4,000万円 以上	2,000万円 未満 700万円 以上	2,500万円 未満 800万円 以上	7,000万円 未満 4,000万円 以上	6,000万円 未満 3,500万円 以上	5,500万円 未満 2,500万円 以上
C		3,500万円 未満			4,000万円 未満	700万円 未満	800万円 未満	4,000万円 未満 2,000万円 以上	3,500万円 未満	2,500万円 未満
D								2,000万円 未満		

(注) A 1 に区分する者は、技術的難易度の高い工事の施工が可能であり、2 以上の総合振興局又は振興局の所管区域において契約履行が可能なものとし、A 2 に区分する者は、A 1 に区分する者以外のものとする。

第2 資格要件

1 共通の資格要件

各資格の共通の要件は、(1)から(3)までのいずれにも該当することとする。

- (1) 政令第167条の4 第1 項（政令第167条の11第1 項において準用する場合を含む。）に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 政令第167条の4 第2 項（政令第167条の11第1 項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

ア 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

ウ 消費税及び地方消費税

2 資格の種類ごとの要件

資格の種類ごとの要件は、次のとおりとする。

- (1) 一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、塗装工事、道路標識設置工事、機械器具設置工事、造園工事、農業土木工事、水産土木工事及び森林土木工事

ア (ア)から(ウ)までのいずれにも該当すること。

- (ア) 申請しようとする月の初日現在において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1 項の許可（次の表の左欄に掲げる資格の区分に応じ、当該右欄に定める建設業に係るものに限る。）を受けており、かつ、当該許可を受けて2 年以上当該建設業を営んでいること。

資 格 の 種 類	建 設 業 の 種 類
一 般 土 木 工 事	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、しゅんせつ工事業 又は水道施設工事業
農 業 土 木 工 事	
水 産 土 木 工 事	
森 林 土 木 工 事	
舗 装 工 事	ほ装工事業
鋼 橋 上 部 工 事	鋼構造物工事業
建 築 工 事	建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、

	防水工事業、内装仕上工事業、建具工事業、清掃施設工事業、 屋根工事業、板金工事業、ガラス工事業又は鉄筋工事業
電 気 工 事	電気工事業、消防施設工事業又は電気通信工事業
管 工 事	管工事業、水道施設工事業、消防施設工事業、清掃施設工事業、 さく井工事業又は熱絶縁工事業
塗 装 工 事	塗装工事業
道路標識設置工事	とび・土工事業
機械器具設置工事	機械器具設置工事業又は鋼構造物工事業
造 園 工 事	造園工事業

(イ) 資格審査の申請をする日の1年7か月前の日の直後の事業年度の終了の日（以下「基準日」という。）以後に(ア)に規定する建設業に係る建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値の通知を受けていること。

(ウ) 基準日以後に通知を受けた建設業法第27条の27に規定する経営規模等評価結果において、(ア)に規定する建設業に係る完成工事高を有していること。

イ 第1のただし書に規定する等級は、次に掲げる事項について行った審査の結果により算出した総合数値を勘案して格付する。

(ア) 客観的審査事項

平成22年国土交通省告示第1175号又は平成24年国土交通省告示第523号に定める項目

(イ) 技術・社会的審査事項

工事施行成績、表彰（農政部、水産林務部及び建設部の工事等優秀者選考委員会並びに道の新分野進出優良建設企業表彰審査委員会が選考する表彰に限る。）、通年雇用対策、社会貢献、新分野進出、環境対策への努力、安全・安心への貢献、仕事と家庭の両立支援及び障がい者の就労支援

(2) 土木施設物の設計、地質調査、技術資料作成、道路清掃及び造林

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 申請しようとする月の初日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

イ 申請しようとする月の前月末日から遡って1年間にその事業に係る売上高を有していること。

ウ 個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。

(3) 建築物の設計

アからエまでのいずれにも該当すること。

ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所

又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。

イ 申請しようとする月の初日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

ウ 申請しようとする月の前月末日から遡って1年間にその事業に係る売上高を有していること。

エ 個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。

(4) 測量

アからエまでのいずれにも該当すること。

ア 測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定による測量業者の登録を受けていること。

イ 申請しようとする月の初日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

ウ 申請しようとする月の前月末日から遡って1年間にその事業に係る売上高を有していること。

エ 個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。

3 資格の種類ごとの要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（以下「中小企業組合等」という。）が次のいずれかに該当するときは、2に規定する資格の種類ごとの要件のうち営業年数に係る資格要件は、適用しない。

また、中小企業組合等が(1)に該当する場合は、2の(2)から(4)までに規定する資格の種類ごとの要件のうち、事業に係る売上高にあっては、当該組合と組合員（組合が指定する組合員）の合計値とすることができる。

(1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

(2) 企業組合及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

第3 資格審査の申請の時期及び方法

1 申請の時期

資格審査の申請は、次の(1)から(5)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(1)から(5)までに定める時期にしなければならない。ただし、特例政令第4条に規定する特定調達契約に係る資格審査については、(1)に定める時期以外の時期であっても、申請を受け付ける。

なお、申請の時期は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除くものとし、受

付時間は午前9時から午後5時までの間とする。

(1) (2)から(5)までに掲げる者以外の者

平成26年12月26日（金）まで随時

注 資格を有することとされた者は、資格を有すると認めた旨の通知があった日以後の入札に参加する資格を得ることができる。

(2) 共同企業体

当該共同企業体が結成されたとき。

(3) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を受けた中小企業組合等

当該証明を受けたとき。

(4) 設立の際の構成員の過半数が資格を有する者である企業組合又は協業組合

当該企業組合又は協業組合が設立されたとき。

(5) 知事が特に必要と認めた者

知事の指定する日

2 申請の方法

資格審査の申請は、次の表に定める申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

資格の種類	申請書類の提出先	
	主たる営業所が道外にある者	主たる営業所が道内にある者
一般土木工事	建設部建設政策局 建設管理課	主たる営業所の所在地を所管する総合振興局又は振興局の地域政策部総務課
舗装工事		
鋼橋上部工事		
建築工事		
電気工事		
管工事		
塗装工事		
道路標識設置工事		
機械器具設置工事		
造園工事		
土木施設物の設計		
建築物の設計		
地質調査		
技術資料作成		
測量		

道 路 清 掃		
農 業 土 木 工 事	農政部農村振興局 事 業 調 整 課	
水 産 土 木 工 事	水産林務部総務課	
森 林 土 木 工 事		
造 林		

(注) 次の(1)又は(2)に該当するものは、それぞれ(1)又は(2)に定める提出先に申請書類を提出しなければならない。

(1) 主たる営業所が道内にある者のうち国土交通大臣の行う建設業法第3条第1項の許可を受けたもの（許可申請中の者を含む。） 「主たる営業所が道外にある者」欄に定める申請書類の提出先

(2) 申請書類の提出先が建設部建設政策局建設管理課、農政部農村振興局事業調整課又は水産林務部総務課である資格審査の申請を、複数の提出先に同時にしようとする者 建設部建設政策局建設管理課

第4 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 資格の有効期間

(1) 資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から平成27年3月31日までとする。

(2) 共同企業体の場合にあっては、平成26年4月1日（同日以降に資格を有すると認めた旨の通知があった場合は当該通知があった日）から平成27年3月31日までとする。

2 有効期間の更新手続

(1) 1の(1)の有効期間を更新しようとする者は、平成26年度に平成27年度以降の資格に関する公示を行う予定であるので、当該公示に基づき更新手続を行うこと。

(2) 1の(2)の有効期間を更新しようとする者は、平成26年度に平成27年度の資格に関する公示を行う予定であるので、当該公示に基づき更新手続を行うこと。

第5 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、当該資格を失う。

1 第2に規定する資格要件（第2の1の(3)に規定する資格要件及び第2の2に規定する資格の種類ごとの要件のうち従業員の数に係る資格要件を除く。）に該当しないこととなったとき。

2 当該資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

第6 資格審査の再申請

1 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

- (1) 資格を有する者の当該資格に係る事業又は営業を相続、合併、譲渡又は会社分割により承継した者
- (2) (1)に該当する構成員を有する資格者である共同企業体
- (3) 一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、塗装工事、道路標識設置工事、機械器具設置工事、造園工事、農業土木工事、水産土木工事又は森林土木工事の資格を有する者であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けたもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けたもの
- (4) 中小企業組合等（企業組合及び協業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの
- (5) 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

2 再申請の方法

再申請しようとする者は、第3の2の表の「主たる営業所が道外にある者」欄に定める申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

第7 その他

- 1 資格者又はその代理人、支配人、その他の使用人若しくは入札代理人が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）である場合は、道が実施する入札等に参加することができない。
- 2 共同企業体の取扱いについては、第1から第6までに定めるもののほか、別に定めるところによる。

北海道告示第9号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
平成26年1月7日

- 1 道路の種類 道道

北海道知事 高 橋 はるみ

2 道路の路線名、縦覧場所及び区域

路線名及び縦覧場所	区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
江 部 乙 雨 竜 線 北海道空知総合振興局 札幌建設管理部	滝川市江部乙町西13丁目1566番7地先から 同市江部乙町707番2地先まで	前	14.54mから 82.64mまで	560.00m	—
		前	9.50mから 27.50mまで	563.63m	—
		後	14.54mから 82.64mまで	560.00m	—
洞 爺 虻 田 線 北海道胆振総合振興局 室蘭建設管理部	虻田郡洞爺湖町栄町91番3地先から 同郡洞爺湖町高砂町61番1地先まで	前	8.17mから 19.00mまで	709.74m	—
		前	16.00mから 21.19mまで	646.80m	—
		後	16.00mから 21.19mまで	646.80m	—

北海道告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道空知総合振興局札幌建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
平成26年1月7日

北海道知事 高 橋 はるみ		
路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 札幌北広島環状線	江別市東野幌町44番1地先から 同市東野幌町56番6地先まで	平成26. 1. 7

北海道告示第11号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により定めた一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を公示する。
なお、既に平成25年北海道告示第3号に基づき道に申請して平成25年度、平成26年度及び平成27年度における競争入札に参加する者に必要な資格を有する者は、この公示により新たに申請することを要しない。
平成26年1月7日

- 第1 資格の種類及び調達をする物品等又は特定役務の種類
平成25年度、平成26年度及び平成27年度において道が締結しようとする契約のうち次の

表の左欄に掲げる種類の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（第4の2を除き、以下「資格」という。）は、当該中欄に定めるものとし、当該種類の契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第2条第2号に規定する物品等又は同条第3号に規定する特定役務の種類は、当該右欄に定めるものとする。

契 約 の 種 類	資 格 の 種 類	調達をする物品等又は特定役務の種類
物品の購入契約	物品の購入	産業用機械器具類（機械修繕を含む。）、医療機器類、教育研究用機器類、事務用機器類、車両・車両用品類（車両修繕を含む。）、油脂・燃料類、被服・繊維皮革類、その他（洗濯を含む。）
印刷物の製造の請負契約	印刷物の製造	印刷物の製造
印章の製造の請負契約	印章の製造	印章の製造
複写機、電子計算機又は自動車の賃貸借契約	物品の賃貸借	複写機、電子計算機、自動車
庁舎等清掃の委託契約	庁舎等清掃	庁舎等清掃
庁舎等警備の委託契約	庁舎等警備	
庁舎等消防設備保守点検の委託契約	庁舎等消防設備保守点検	
ボイラー等運転操作の委託契約	ボイラー等運転操作	
情報システムの開発の委託契約	情報システムの開発	情報システムの開発
船舶の建造の請負契約	船舶の建造又は修理	船舶
船舶の修理の請負契約		
林産物の売払契約	林産物の売払い	

第2 資格要件

1 共通資格要件

各資格の共通の要件は、(1)から(3)までのいずれにも該当することとする。

- (1) 政令第167条の4第1項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

ア 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

ウ 消費税及び地方消費税

2 資格の種類ごとの要件

資格の種類ごとの要件は、次のとおりとする。

(1) 物品の購入及び物品の賃貸借

ア及びイのいずれにも該当すること。

ア 申請しようとする月の初日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

イ 個人にあつては、従業員の数が3人以上であること。

(2) 印刷物の製造及び印章の製造

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 申請しようとする月の初日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

イ 個人にあつては、従業員の数が3人以上であること。

ウ 次の(ア)又は(イ)の機器を所有（リースしている場合を含む。）していること。

(ア) 印刷物の製造の場合は、印刷物の製造に必要な印刷機

(イ) 印章の製造の場合は、印面作成に必要な機器

(3) 庁舎等清掃

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号の登録を受けていること。

イ 申請しようとする月の初日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

ウ 申請しようとする月の前月末日から遡って1年間にその事業に係る実績を有していること。

(4) 庁舎等警備

アからエまでのいずれにも該当すること。

ア 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定による警備業の認定を受けていること。

イ 警備業法第9条又は第40条の規定による届出書の提出を必要とする者にあつては、当該届出書の提出を行っていること。

ウ 申請しようとする月の初日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

エ 申請しようとする月の前月末日から遡って1年間にその事業に係る実績を有して

いること。

(5) 庁舎等消防設備保守点検

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 従業員の中に、消防法（昭和23年法律第186号）第17条の6に規定する消防設備士の資格を有する者が1人以上いること。

イ 申請しようとする月の初日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

ウ 申請しようとする月の前月末日から遡って1年間にその事業に係る実績を有していること。

(6) ボイラー等運転操作

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 従業員の中に、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第72条に規定するボイラー技士の資格又は同法第76条に規定するボイラー技能講習修了の資格を有する者が1人以上いること。

イ 申請しようとする月の初日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

ウ 申請しようとする月の前月末日から遡って1年間にその事業に係る実績を有していること。

(7) 情報システムの開発

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 申請しようとする月の初日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

イ 申請しようとする月の前月末日から遡って1年間に情報システムの開発実績を有していること。

ウ 従業員の中に、2年以上の経験を有するシステムエンジニア又はプログラマーがいること。

(8) 船舶の建造又は修理

アからエまでのいずれにも該当すること。

ア 申請しようとする月の初日現在において引き続き2年以上それらの事業を営んでいること。

イ 個人にあっては、従業員の数が20人以上であること。

ウ 申請しようとする月の初日の直前2事業年度分（当該2事業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、それらの事業に係る年間平均完成高が2,000万円以上であること。

エ 30トン以上の船舶の建造又は修理の能力があること。

(9) 林産物の売払い

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 申請しようとする月の初日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

イ 申請しようとする月の前月末日から遡って1年間にその事業に係る仕入高を有していること。

ウ 個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。

3 資格の種類ごとの要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（以下「中小企業組合等」という。）が次のいずれかに該当するときは、2に規定する資格の種類ごとの要件のうち営業年数に係る資格要件は、適用しない。

また、中小企業組合等が(1)に該当する場合は、2に規定する資格の種類ごとの要件のうち、事業に係る実績、年間平均完成高若しくは仕入高又は情報システムの開発実績にあっては、当該組合と組合員（組合が指定する組合員）の合計値とすることができる。

(1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

(2) 企業組合及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

第3 資格審査の申請の時期及び方法

1 申請の時期

資格審査の申請は、次の(1)から(5)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(1)から(5)までに定める時期にしなければならない。ただし、特例政令第4条に規定する特定調達契約に係る資格審査については、(1)に定める時期以外の時期であっても、申請を受け付ける。

なお、申請の時期は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除くものとし、受付時間は午前9時から午後5時までの間とする。

(1) (2)から(5)までに掲げる者以外の者

平成27年12月28日（月）まで随時

注 資格を有することとされた者は、資格を有すると認めた旨の通知があった日以後の入札に参加する資格を得ることができる。

(2) 共同企業体（情報システムの開発に限る。）

当該共同企業体が結成されたとき。

(3) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を受けた中小企業組合等

当該証明を受けたとき。

(4) 設立の際の構成員の過半数が資格を有する者である企業組合又は協業組合
当該企業組合又は協業組合が設立されたとき。

(5) 知事が特に必要と認めた者
知事の指定する日

2 申請の方法

資格審査の申請は、次の表に定める申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

資 格 の 種 類	申 請 書 類 の 提 出 先	
	主たる営業所が 道外にある者	主たる営業所が 道内にある者
物 品 の 購 入	出納局集中業務室 調 達 課	主たる営業所の所在地を所管する総合振興局又は振興局の地域政策部総務課（主たる営業所の所在地が札幌市内にある者については出納局集中業務室調達課）
印 刷 物 の 製 造		
印 章 の 製 造		
物 品 の 賃 貸 借		
庁 舎 等 清 掃	総務部総務課	総務部総務課
庁 舎 等 警 備		
庁舎等消防設備保守点検		
ボイラー等運転操作		
情 報 シ ス テ ム の 開 発	総合政策部科学 I T 振興局 情 報 政 策 課	総合政策部科学 I T 振興局 情 報 政 策 課
船 舶 の 建 造 又 は 修 理	水産林務部総務課	水産林務部総務課
林 産 物 の 売 払 い	水産林務部森林環境局 道 有 林 課	総合振興局又は振興局の森林室 （石狩振興局、檜山振興局、宗谷総合振興局及び根室振興局を除く。）

(注) 情報システムの開発の資格審査の申請については、インターネットにより次のホームページにアクセスし、必要事項を入力の上送信するとともに、総合政策部科学 I T 振興局情報政策課の指示により作成した申請書類を提出することにより行うことができる。第6に規定する資格審査の再申請についても同様とする。

ホームページ 北海道電子自治体共同システム

アドレス <https://www.harp.lg.jp/>

第4 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から平成28年3月31日までとする。

2 有効期間の更新手続

1の有効期間を更新しようとする者は、平成27年度に平成28年度以降の資格に関する公示を行う予定であるので、当該公示に基づき更新手続を行うこと。

第5 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、当該資格を失う。

1 第2に規定する資格要件（第2の1の(3)に規定する資格要件及び第2の2に規定する資格の種類ごとの要件のうち従業員の数に係る資格要件を除く。）に該当しないこととなったとき。

2 当該資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

第6 資格審査の再申請

1 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

(1) 資格を有する者の当該資格に係る事業又は営業を相続、合併、譲渡又は会社分割により承継した者

(2) (1)に該当する構成員を有する資格者である共同企業体

(3) 中小企業組合等（企業組合及び協業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

(4) 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

2 再申請の方法

再申請しようとする者は、第3の2の表の「主たる営業所が道外にある者」欄に定める申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

第7 その他

1 資格者又はその代理人、支配人、その他の使用人若しくは入札代理人が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）である場合は、道が実施する入札等に参加することができない。

2 共同企業体の取扱いについては、第1から第6までに定めるもののほか、別に定めるところによる。

道 企 業 局 告 示

北海道企業局告示第1号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、既に平成25年北海道企業局告示第1号に基づき道に申請して平成25年度及び平成26年度における競争入札に参加する者に必要な資格を有する者は、この告示により新たに申請することを要しない。

平成26年1月7日

北海道公営企業管理者 伊 藤 邦 宏

第1 資格の種類及び特定役務の種類

平成25年度及び平成26年度において道（企業局）が締結しようとする契約のうち平成26年北海道告示第8号（以下「北海道告示第8号」という。）第1の1の表の左欄に掲げる種類の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（第4の2により適用する北海道告示第8号第4の2を除き、以下「資格」という。）は、北海道告示第8号第1の1の表の中欄に定められているとおりとし、当該種類の契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第3号に規定する特定役務の種類は、北海道告示第8号第1の1の表の右欄に定められているとおりとする。ただし、一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、農業土木工事、水産土木工事及び森林土木工事の資格にあっては、当該資格を、北海道告示第8号第1の2に定められているとおり、工事の予定価格に応じ、AからDまで又はAからCまで若しくはA及びBの等級に区分する。

なお、一般土木工事にあっては、A等級をA1又はA2に区分する。

第2 資格要件

1 共通資格要件

北海道告示第8号第2の1に定められているとおりとする。

2 資格の種類ごとの要件

北海道告示第8号第2の2に定められているとおりとする。

3 資格の種類ごとの要件の特例

北海道告示第8号第2の3に定められているとおりとする。

第3 資格審査の申請の時期及び方法

1 申請の時期

北海道告示第8号第3の1に定められている時期にしなければならない。

2 申請の方法

北海道告示第8号第3の2に定められているとおりとし、この申請をもって道（企業

局）への申請が併せてあったものとみなす。

なお、道（企業局）との契約における建設工事共同企業体に係る資格審査の申請は、企業局総務課に、同課の指示により作成した申請書類を提出することにより行うことができる。

第4 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 資格の有効期間

北海道告示第8号第4の1に定められているとおりとする。

2 有効期間の更新手続

北海道告示第8号第4の2に定められているとおりとする。

第5 資格の喪失

北海道告示第8号第5に定められているとおりとする。

第6 資格審査の再申請

1 再申請の事由

北海道告示第8号第6の1に定められているとおりとする。

2 再申請の方法

北海道告示第8号第6の2に定められているとおりとする。ただし、第3の2なお書きにより企業局総務課に申請した建設工事共同企業体に係る再申請は企業局総務課に、同課の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

第7 その他

北海道告示第8号第7に定められているとおりとする。

第8 資格審査の結果

知事からの通知をもってこれに代えるものとする。ただし、第3の2なお書き及び第6の2ただし書による資格審査の結果は、公営企業管理者から通知する。

北海道企業局告示第2号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により定めた一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を公示する。

なお、既に平成25年北海道企業局告示第2号に基づき道に申請して平成25年度、平成26年度及び平成27年度における競争入札に参加する者に必要な資格を有する者は、この公示により新たに申請することを要しない。

平成26年1月7日

北海道公営企業管理者 伊 藤 邦 宏

第1 資格の種類及び調達をする物品等又は特定役務の種類

平成25年度、平成26年度及び平成27年度において道（企業局）が締結しようとする契約のうち平成26年北海道告示第11号（以下「北海道告示第11号」という。）第1の表の左欄

に掲げる種類の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（第4の2により適用する北海道告示第11号第4の2を除き、以下「資格」という。）は、北海道告示第11号第1の表の中欄に定められているとおりとし、当該種類の契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第2号に規定する物品等又は同条第3号に規定する特定役務の種類は、北海道告示第11号第1の表の右欄に定められているとおりとする。

第2 資格要件

1 共通の資格要件

北海道告示第11号第2の1に定められているとおりとする。

2 資格の種類ごとの要件

北海道告示第11号第2の2に定められているとおりとする。

3 資格の種類ごとの要件の特例

北海道告示第11号第2の3に定められているとおりとする。

第3 資格審査の申請の時期及び方法

1 申請の時期

北海道告示第11号第3の1に定められている時期にしなければならない。

2 申請の方法

北海道告示第11号第3の2に定められているとおりとし、この申請をもって道（企業局）への申請が併せてあったものとみなす。

第4 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 資格の有効期間

北海道告示第11号第4の1に定められているとおりとする。

2 有効期間の更新手続

北海道告示第11号第4の2に定められているとおりとする。

第5 資格の喪失

北海道告示第11号第5に定められているとおりとする。

第6 資格審査の再申請

1 再申請の事由

北海道告示第11号第6の1に定められているとおりとする。

2 再申請の方法

北海道告示第11号第6の2に定められているとおりとする。

第7 その他

北海道告示第11号第7に定められているとおりとする。

第8 資格審査の結果

知事からの通知をもってこれに代えるものとする。

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第1号

昭和43年北海道警察本部告示第23号（交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区）の一部を次のように改正し、平成26年1月7日から施行する。

平成26年1月7日

北海道警察本部長 坂 明

別表札幌方面東警察署の項中

東 苗 穂			同 東区東苗穂1条3丁目3番54号	同 東区東苗穂1条から東苗穂5条までの1丁目から3丁目まで、伏古1条2丁目から5丁目まで、伏古2条3丁目から5丁目まで、伏古3条から伏古7条までの2丁目から5丁目まで、伏古8条から伏古10条までの1丁目から5丁目まで、東雁来1条から東雁来5条までの1丁目及び東雁来町の一部（国道274号以南）
札 苗			同 東区東苗穂8条3丁目3番17号	同 東区東苗穂6条から東苗穂11条までの1丁目から3丁目まで、東苗穂12条から東苗穂14条までの1丁目から4丁目まで、東苗穂15条の2丁目から4丁目まで、伏古11条1丁目から5丁目まで、伏古12条2丁目から5丁目まで、伏古13条及び伏古14条の3丁目から5丁目まで、東雁来6条1丁目から3丁目まで、東雁来7条1丁目、東雁来8条及び東雁来9条の1丁目及び2丁目、東雁来11条1丁目、東苗穂町並びに東雁来町（国道274号以北）

を

東 苗 穂			同 東区東苗穂1条3丁目3番54号	同 東区東苗穂1条から東苗穂5条までの1丁目から3丁目まで、伏古1条2丁目から5丁目まで、伏古2条3丁目から5丁目まで、伏古3条から伏古7条までの2丁目から5丁目まで、伏古8条から伏古10条までの1丁目から5丁目まで及び東雁来1条から東雁来5条までの1丁目
				同 東区東苗穂6条から東苗穂11条

札 苗			同 東区東 苗穂8条3丁 目3番17号	までの1丁目から3丁目まで、東苗穂 12条から東苗穂15条までの1丁目から 4丁目まで、伏古11条1丁目から5丁 目まで、伏古12条2丁目から5丁目ま で、伏古13条及び伏古14条の3丁目か ら5丁目まで、東雁来6条及び東雁来 7条の1丁目から3丁目まで、東雁来 8条から東雁来11条までの1丁目から 4丁目まで、東雁来12条から東雁来14 条までの2丁目から4丁目まで、東苗 穂町並びに東雁来町	に改め、
-----	--	--	---------------------------	--	------

同表札幌方面豊平警察署の項中

同	中央通		同 清田区 平岡1条5丁 目4番3号	同 清田区里塚1条1丁目から4丁 目まで、里塚2条及び里塚3条の1丁 目から7丁目まで、里塚4条1丁目及 び3丁目、里塚緑ヶ丘1丁目から12丁 目まで、平岡1条から平岡3条までの 1丁目から6丁目まで、平岡4条6丁 目及び7丁目、平岡5条6丁目、平岡 公園東1丁目から11丁目まで並びに平 岡公園
同	美しが丘		同 清田区 美しが丘3条 4丁目1番33 号	同 清田区真栄1条から真栄3条ま での2丁目、真栄4条及び真栄5条の 2丁目から5丁目まで、美しが丘1条 から美しが丘3条までの1丁目から10 丁目まで、美しが丘4条5丁目から10 丁目まで、美しが丘5条5丁目、6丁 目及び9丁目並びに里塚

を

同	中央通		同 清田区 平岡1条5丁 目4番3号	同 清田区里塚1条1丁目から4丁 目まで、里塚2条及び里塚3条の1丁 目から7丁目まで、里塚4条1丁目及 び3丁目、平岡1条から平岡3条まで の1丁目から6丁目まで、平岡4条6 丁目及び7丁目、平岡5条6丁目並び に平岡公園2番
同	緑ヶ丘		同 清田区 里塚緑ヶ丘1	同 清田区里塚緑ヶ丘1丁目から12 丁目まで、平岡公園東1丁目から11丁

				丁目14番26号	目まで及び平岡公園1番
同	美しが丘			同 清田区 美しが丘3条 4丁目1番33 号	同 清田区真栄1条から真栄3条ま での2丁目、真栄4条及び真栄5条の 2丁目から5丁目まで、美しが丘1条 から美しが丘3条までの1丁目から10 丁目まで、美しが丘4条5丁目から10 丁目まで、美しが丘5条5丁目、6丁 目及び9丁目並びに里塚

に改め、同表札幌方面厚別警察署の項中

北 広 島			北広島市中央 1丁目2番地 1	北広島市中央1丁目から6丁目まで、 稲穂町東1丁目から東12丁目まで、稲 穂町西1丁目から西8丁目まで、新富 町東1丁目及び東2丁目、新富町西1 丁目から西4丁目まで、朝日町1丁目 から6丁目まで、美沢1丁目から3丁 目まで、共栄町1丁目から5丁目ま で、東共栄1丁目から4丁目まで、美 咲き野1丁目から3丁目まで、共栄、 中の沢、富ヶ岡、東の里、南の里並び に北の里
		西の里	同 西の 里北5丁目2 番地1	同 西の里北1丁目から北5丁目ま で、西の里東1丁目から東4丁目ま で、虹ヶ丘1丁目から8丁目まで及び 西の里

北 広 島			北広島市中央 1丁目2番地 1	北広島市中央1丁目から6丁目まで、 稲穂町東1丁目から東12丁目まで、稲 穂町西1丁目から西8丁目まで、新富 町東1丁目及び東2丁目、新富町西1 丁目から西4丁目まで、朝日町1丁目 から6丁目まで、美沢及び共栄町の1 丁目から5丁目まで、東共栄1丁目か ら4丁目まで、美咲き野1丁目から3 丁目まで、共栄、中の沢、富ヶ岡、東 の里、南の里並びに北の里
		西の里	同 西の 里北5丁目2 番地1	同 西の里北1丁目から北5丁目 まで、西の里東1丁目から東4丁目ま で、西の里南1丁目及び南2丁目、虹 ヶ丘1丁目から8丁目まで及び西の里

大曲			同 大曲中央2丁目4番地2	同 大曲柏葉及び大曲南ヶ丘の1丁目から5丁目まで、大曲工業団地1丁目から8丁目まで、大曲中央1丁目から3丁目まで、大曲末広及び大曲緑ヶ丘の1丁目から7丁目まで、大曲光1丁目から4丁目まで、大曲並木1丁目から3丁目まで、大曲幸町1丁目及び2丁目まで並びに大曲
----	--	--	---------------	--

を

大曲			同 大曲中央2丁目4番地2	同 大曲柏葉及び大曲南ヶ丘の1丁目から5丁目まで、大曲工業団地1丁目から8丁目まで、大曲中央及び大曲並木の1丁目から3丁目まで、大曲末広、大曲緑ヶ丘及び大曲幸町の1丁目から7丁目まで、大曲光1丁目から4丁目まで並びに大曲
----	--	--	---------------	--

に改め、

同表札幌方面手稲警察署の項中

手稲山口			同 手稲区明日風1丁目1番6号	同 手稲区曙5条1丁目から5丁目まで、曙6条及び曙7条の1丁目から3丁目まで、曙8条から曙12条までの1丁目及び2丁目、明日風1丁目から6丁目まで並びに手稲山口
------	--	--	-----------------	--

を

手稲山口			同 手稲区明日風1丁目1番6号	同 手稲区曙5条1丁目から5丁目まで、曙6条及び曙7条の1丁目から3丁目まで、曙8条から曙12条までの1丁目及び2丁目、明日風1丁目から6丁目まで、星置3条1丁目並びに手稲山口
------	--	--	-----------------	--

に改め、

同表札幌方面赤歌警察署の項中

駅前			赤平市泉町1丁目1番地	を	署所在地		赤平市東大町3丁目2番地
----	--	--	-------------	---	------	--	--------------

に改め、同表函館方面森警察署の項中

	同			同	
--	---	--	--	---	--

駒ヶ岳	字駒ヶ岳488番地の5	を	駒ヶ岳	字駒ヶ岳225番地の5	に改め、同表函館方面江差警察署
-----	-------------	---	-----	-------------	-----------------

の項中	石崎	同 字石崎312番地の5	を	石崎	同 字石崎309番地の12	に改め、同表旭川方面旭川東
-----	----	--------------	---	----	---------------	---------------

警察署の項中	大雪通			同 大雪通4丁目505番地1	同 大雪通1丁目から9丁目まで、パルプ町1条1丁目から8丁目まで、パルプ町2条2丁目から9丁目まで、パルプ町3条7丁目から9丁目まで、パルプ町、新富1条1丁目から3丁目まで、新富2条及び新富3条の1丁目及び2丁目、秋月1条から秋月3条までの1丁目及び2丁目並びに新星町
--------	-----	--	--	----------------	--

を	大雪通			同 大雪通4丁目505番地1	同 大雪通1丁目から9丁目まで、パルプ町1条1丁目から8丁目まで、パルプ町2条2丁目から9丁目まで、パルプ町3条7丁目から9丁目まで、パルプ町、新富1条1丁目から3丁目まで、新富2条及び新富3条の1丁目及び2丁目、秋月1条から秋月3条までの1丁目及び2丁目並びに新星町1丁目から5丁目まで	に改め、
---	-----	--	--	----------------	--	------

同表旭川方面名寄警察署の項中

下川	上川郡下川町西町217番地	上川郡下川町西町、幸町、錦町、共栄町、旭町、緑町、南町、北町、上名寄、班溪、珊瑚、溪和及び三の橋
一の橋	同 一の橋335番地	同 一の橋及び二の橋

を

下川	上川郡下川町西町217番地	上川郡下川町西町、幸町、錦町、共栄町、旭町、緑町、南町、北町、上名寄、班溪、珊瑚、溪和、一の橋、二の橋及び三の橋
----	---------------	--

に改め、同表旭川方面稚

内警察署の項中

知来別

同知来別49番地

を

知来別

同知来別4690番地36

に改め、同表旭川

方面富良野警察署の項中

山 部

同部1889番

字山

同

字山部

を

山 部

同山部東町 2 番23号

同山部北町、山部東町、山部中町、山部南町、山部西町及び字山部

に、

中富良野

同中富良野町本町 6 番41号

を

中富良野

同中富良野町本町 6 番45号

に改め、同表北見方面遠軽警察署

湧 別

同湧別町曙町

同湧別町、港町、曙町、緑町、栄町、字錦、字福島、字東、字川西、字信部内、字緑陰および字登栄床

芭 露

同字芭露番外地

同字芭露字志撫子、字計呂地、字上芭露、字東芭露及び字西芭露

中湧別

同上湧別町字中湧別375番地の1

同上湧別町字中湧別、字旭、字北兵村1区から3区までおよび字札富美の一部

上湧別

同字屯田市街224番地

同字開盛、南兵村1区、2区、3区、屯田市街地、札富美の一部および富美

を

湧 別

同湧別町曙町76番地

同湧別町港町、曙町、緑町、栄町、錦町、福島、東、川西、信部内、緑陰及び登栄床

芭 露

同芭露282番地

同芭露、志撫子、計呂地、上芭露、東芭露及び西芭露

中湧別

同中湧別南町539番地

同中湧別東町、中湧別北町、中湧別中町、中湧別南町、旭及び北兵村1区から3区まで

上湧別

同上湧別屯田市街地224番地

同開盛、南兵村1区から3区まで、上湧別屯田市街地、札富美、

に改め、同表北見方面網

の1

富美及び上富美

走警察署の項中

女満別

網走郡大空町女満別西3条3丁目1番23号

を

女満別

網走郡大空町女満別西3条4丁目2番7号

に改める。

	の 1	富美及び上富美	」
走警察署の項中	「女満別	「網走郡大空町女満別西 3 条 3 丁目 1 番 23 号	」を
	「女満別	「網走郡大空町女満別西 3 条 4 丁目 2 番 7 号	」に改める。